

会 議 録

◇詳細—企画調整グループ 電話03-4566-2511

附属機関又は 会議体の名称		令和 2 年度 政策経営会議(第 1 回)
事務局(担当課)		政策経営部企画課
開催日時		令和 2 年 4 月 28 日(火)午前 11 時～12 時
開催場所		庁議室
議題		1. 令和2年 第一回豊島区議会臨時会提出予定案件について 2. 令和2年度 豊島区補正予算(案)について 3. 特別定額給付金について
公開の 可否	会議	<input type="checkbox"/> 公開 <input checked="" type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開
		非公開・一部非公開の場合は、その理由 豊島区行政情報公開条例第7条各号に掲げる非公開情報に該当する事項について審議等を行うため。
	会議録	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開
		非公開・一部非公開の場合は、その理由
出席者	委員	区長、副区長(2)、教育長(欠席)、政策経営部長、総務部長、企画課長、財政課長、行政経営課長、区長室長
	説明者	総務部長、区民部長、文化商工部長、健康担当部長、子ども家庭部長、教育部長、財政課長、行政経営課長、総合窓口課長、国民健康保険課長、福祉総務課長
	事務局	企画課企画調整係長

審議経過

案件 1：令和 2 年 第一回豊島区議会臨時会提出予定案件について

(1) 案件の説明

総務部長：1 件目、「職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」は、新型コロナウイルス感染症に係る業務について従事手当の特例に関する規定を附則に設けるもので、1 日に 4 千円を超えない範囲内で感染症対策業務従事手当を支給することを目的としている。施行期日は公布の日とする。

2 件目、「豊島区国民健康保険条例の一部を改正する条例」は、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対する傷病手当金等に係る規定を設けるもので、感染した又は感染が疑われることにより仕事ができないときに傷病手当金を支給することができるようにするもので、施行期日は公布の日とする。

3 件目は「令和 2 年度豊島区一般会計補正予算（第 1 号）」、4 件目は「令和 2 年度豊島区国民健康保険事業会計補正予算（第 1 号）」、以上 4 件を第 1 回臨時会に提出いたしたい。

(2) 結論

4 件を令和 2 年第 1 回豊島区議会臨時会に提案する。

案件 2：令和 2 年度 豊島区補正予算（案）について

(1) 案件の説明

財政課長：一般会計補正第 1 号歳入歳出補正予算は 11 件 31,972,578 千円で、これにより予算の合計額が 160,265,806 千円となる。

国民健康保険事業会計第 1 号補正予算は 1 件 16,640 千円で、予算の合計額は 28,990,503 千円となる。

歳出については一般会計では 11 件、8 款にわたり 31,972,578 千円補正を行うものである。大きいところでは、4 款、区民費 29,324,000 千円が全体の 91.7%を占めている。歳入は 3 款にわたり、31,972,578 千円の補正を行う。13 款、国庫支出金 30,157,314 千円、14 款、都支出金 75,681 千円、これら補助金で賄いきれない分は、17 款、財調基金からの繰入金 1,739,583 千円を想定しており、全体の 94.3%は国庫支出金である。

(2) 主な意見と質疑

区 長：新型コロナウイルス対策で、災害用に備蓄しているマスクはほとんど出してしまった。こうした中で、今、地震等の災害が起きた場合、複合災害に我々はどのように対応すべきか、課題として考える必要がある。備蓄倉庫で底をついたものは至急補充しておく必要がある。

総務部長：この補正で大至急手当をさせていただく。

区 長：特別定額給付金事業は 23 区一斉に開始するのか。

区民部長：各区判断なので、区によって時期にバラつきはあると思う。

区 長：いつからスタートするのか。

区民部長：事業者とは事前協議に入って準備を進めている。コールセンターの設置等を含め、区民

からの問い合わせに対応していく。少しでも早く対応できるよう準備していく。

区 長：11 日に臨時会で補正が認められてスタートになるが、その前にやるべき準備は行い、確実に早い支給を目指してもらいたい。

中小商工業融資事業は 6 月までは本人負担 0.25%、6 月過ぎたら 10 月末まで本人負担 0 ということか。

文化商工部長：無利子・信用保証料全額補助は 23 区で 12 区がやっており、3 月は拡充でやったが、緊急事態宣言が発令され、もう少しアップしたものをという相談も来ているので、0 にすることにした。

区 長：本当に必要な人は 0.25%払っても早く欲しいと思う。緊急時なのだから 6 月からではなく、今から 0 にできないのか。

副 区 長：並行して両方やる。現行制度も残して、新しい制度に切り替えていく。

文化商工部長：新しい制度は 5 月の中旬を目途に協議している。

区 長：やれることなら、あとからではなく今からやる。こういうことはタイミングが大切である。協議中じゃなくて早く結論を出すように。

生活困窮者住居確保給付金事業の生活困窮者の基準はどういうものか。

福祉総務課長：今回の基準は、生活保護を受けるくらいのレベルの方は当然のこと、その他にも単身世帯であれば 138,000 円以下の収入であるとか、細かい基準が示されている。

区 長：例えば、学生さんがアルバイトで家賃や学費を稼いでいたが、コロナの関係でアルバイトが全くできないという人は対象になるのか。

福祉総務課長：世帯収入が基準となるので、本人の収入で生活していることがわかれば当てはまる場合がある。

区 長：学生が含まれると件数が足りないのではないか。

福祉総務課長：家族からの仕送りがあると対象にならない場合もある。国から Q&A が示されているので、丁寧に聞き取りしながら相談対応していく。今回の制度は、高齢の方も含めて、収入がなくなってきた方、またフリーランスの方も対象になる。4 月 30 日からハローワークでの求職という条件が撤廃されるので、相当数の申請があると想定している。現在、週に 275 件の問い合わせがきているので、それが 1 か月間続くと見込んで算出した。

区 長：今、フリーランスの話が出たが、例えば区のブリリアホールが 2 か月休館していて、まったく収入がない方もいるが、そういう方も対象になるのか。

福祉総務課長：基準に該当すれば対象になる。ただし、家賃補助で、収入補償ではない。

区 長：家賃だけだとフリーランス対策にはならない。

福祉総務課長：住居を失うことなく、そこに留まっただけでいいことはできる。

区 長：国の制度であるが、できるだけ拡大解釈して対応をお願いします。

副 区 長：週 275 件の問い合わせの中にアルバイト学生やフリーランスの方は入っているか。

福祉総務課長：学生はほとんど入っていない。ただし、275 件の問い合わせは窓口と電話の合計の件数だが、電話では年齢は確認していないので状況を把握しきれていない。

区 長：刻々と色々な情報が世間に出てきて、まだまだ先が見えない。人数の予測はもう少し幅があるのではないかと思う。予算をオーバーしたらどうするのか。

福祉総務課長：足りなくなったら追加で補正をしたい。緊急事態宣言や休業要請の期間等、今後の動向を見ながら対応したい。

区 長：人数の予測はできるだけ縮めないで、予算計上してもらいたい。

副 区 長：区長がおっしゃるように、件数を 1.5 倍位に見積もってもいいのではないかと。

区 長：国の制度を有効に活用し欲しい。

新型コロナウイルス感染症対策事業で国費の補助があるのはどの事業か。

健康担当部長：PCR センター設置にかかわる部分だけである。

副 区 長：陽性者を病院に移送する経費もここから出るのか。

健康担当部長：そうだ。これまでも掛かっていた経費をこの中に含めて計上してある。民間救急を使っている。

区 長：自宅待機ではなく、できるだけホテルに宿泊できるような流れを保健所で作って欲しい。

副 区 長：ホテルに行く場合はパルスオキシメーターを持っていくのか。

健康担当部長：ホテルには東京都が用意している。自宅に行く方だけである。

区 長：国費がつかないものは何があるのか。

健康担当部長：陰圧テント、帰国者接触者外来に供与する感染予防資機材、パルスオキシメーターは全て区の一般財源で賄う。

区 長：他区がどんどん先に進んでいるが、豊島区も後れを取らないように。区民への情報提供はもっと積極的に。今日から開設する PCR センターについて区民に知らせたほうがいい。

副 区 長：体制強化することも広報したほうがいい。

健康担当部長：相談体制の拡充は、22 人から 44 人に倍になる。

区 長：それでも足りなければ強化していく。

小・中学校の ICT 環境整備事業について、これを活用するための指導者の経費は計上しているか。学校の先生だけでは使いこなせない。

教育部長：環境整備費 10 億円の中にサポート経費も入っている。これからプロポーザルで業者から提案を受けるが、サポートのほか、運用にあたって教員に研修もする提案も受けている。そういったことがしっかりできる業者を選ぶ。

区 長：器具は配ったけど、無用の長物にならないようにしっかりやってもらいたい。他の自治体の状況はどうか。

教育部長：豊島区は早い方である。

区 長：入ったらすぐ使えるようにすることが重要。まず、学校の先生が身に着けて、次に事務も含めた職員、それから生徒に理解してもらおうような形にする。そのための経費は充実させたほうがいい。

教育部長：サポート体制を充実させる。

(3) 結論

令和 2 年度豊島区一般会計補正予算（第 1 号）（案）について一部修正して承認する。

令和 2 年度豊島区国民健康保険事業会計補正予算（第 1 号）（案）について承認する。

案件 3：特別定額給付金について

(1) 案件の説明

行政経営課長：特別定額給付金事業を迅速かつ的確に実施するため「特別定額給付金担当課長」を新設し、2 回の会議室スペースに窓口を設置する。

給付までの流れは、国が作成した標準様式の申請書を対象の全世帯に区から発送し、受け取った各世帯が申請する。申請方法は郵送またはオンライン、やむを得ない場合のみ窓

口で受け付ける。申請期間は受付開始日から 3 か月以内で、給付方法は申請者本人名義の口座に振込む。

事務は、昨年度のプレミアム付き商品券事業の受託事業者への委託を予定している。担当組織は 5 月 1 日に設置し、5 月下旬には申請書の発送を開始したい。

(2) 主な意見と質疑

区 長：新設する組織の職員は何人位いるのか。

副 区 長：係長、係員 3 人の 4 人体制を予定している。

区 長：その体制で大丈夫か。負担を集中しない形で考えて欲しい。

(3) 結論

特別定額給付金について承認する。

会議の結果	<ol style="list-style-type: none"> 1. 令和2年 第一回豊島区議会臨時会提出予定案件について ⇒決定 2. 令和2年度 豊島区補正予算(案)について ⇒修正し決定 3. 特別定額給付金について ⇒決定
-------	---

提出された資料等	<ol style="list-style-type: none"> 1. 令和2年第1回豊島区議会臨時会提出予定案件 2. 国民健康保険条例の一部を改正する条例について 3. 令和2年度豊島区補正予算(案) 令和2年度豊島区補正予算(案)説明用資料 4. 特別定額給付金について
----------	--